

# 福山サッカー協会規約

## 第1章《総則》

第1条 本会は福山サッカー協会と称する。

第2条 本会は（公財）日本サッカー協会の憲章に基づき運営される。

第3条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。

## 第2章《目的》

第4条 本会は福山地区サッカー界の水準向上を期し、併せてサッカーの普及に努めると共に、サッカーを通じて相互の親睦を図り、より良い社会の形成者となることを目的とする。

## 第3章《事業》

第5条 本会は前章の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) 各種大会の開催
- (2) サッカー技術の指導及び研修会の開催
- (3) 審判員の派遣及び審判講習会の開催
- (4) サッカー普及及び環境整備
- (5) その他必要な事項

## 第4章《組織及び加盟団体》

第6条 本会の趣旨に賛同する個人、並びに広島県東部の社会人・大学チーム、各種クラブチーム、及び学校体育連盟加盟チームをもって構成する。

第7条 加盟団体は、次の種別にわけらる。

- (1) 第1種 年齢制限なし（社会人、大学、専門学校）

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

- (2) 第2種 18歳未満（高校生年代）

18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

- (3) 第3種 15歳未満（中学生年代）

15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

- (4) 第4種 12歳未満（小学生年代）

12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

- (5) 女性

ただし、12歳未満の選手は、第4種チームに登録するものとする。

①女子加盟チーム（年齢を制限しない選手により構成される、又は日本女子サッカーリーグに加盟する）

②女子加盟チーム（12歳以上 18歳未満、又は高等学校・中学校在学中の選手により構成される）

③女子加盟チーム（18歳以上）

④女子加盟チーム（15歳以上 18歳未満、又は高等学校在学中）

⑤女子加盟チーム（12歳以上 15歳未満、又は中学校在学中）

- (6) シニア 40歳以上

40歳以上の選手により構成されるチーム数でカテゴリーは 40歳以上、50歳以上、60歳以上、70歳以上、80歳以上のチームとする。

(7) キッズ 6歳以下

(8) フットサル

①フットサル第1種

年齢を制限しない選手により構成されるチーム

②フットボール2種

18歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

③フットサル3種

15歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

④フットサル4種

12歳未満の選手により構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。

(9) 前項に定める年齢は、当該登録年度開始日の前日(3月31日)現在の年齢とする。

ただし、シニアの種別については、当該登録年度最終日(3月31日)現在の年齢とする。

(10) 各種別により登録チーム選手数増減により合同チーム編成等が懸念されるが、当該登録年度開始日(3月31日)までに種別において審議・協議し決定しておく。

## 第5章《加盟及び脱退》

第8条 本会の会員及び加盟チームが、第6条の資格を失ったとき、または本会の会員並びに加盟チームとして不適当と認められたときは、常任理事会の決議を経て脱会させる。

第9条 加盟チームは、別に定める加盟チームに関する規定を守らなければならない。

## 第6章《役員》

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事長 1名 (4) 副理事長 若干名

(5) 理事 60名以下 (6) 会計理事 1名 (7) 特任理事 50名以下 (8) 事務局長 1名

(9) 事務局次長 1名 (10) 事務局員 若干名 (11) 監事 2名

第11条 会長は、本会を代表して会務を総理する。

第12条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第13条 理事長は、会長の指示により本会の実務を代理する。

第14条 副理事長は、理事長を補佐し、本協会の企画及び重要事項の処理に關与する。

第15条 理事は、理事長の指示により、会務を処理する。

第16条 会計理事は、本会の会計業務にあたる。

第17条 特任理事は、理事と共同して会務を処理する。

第18条 事務局長は、理事長の指示により、本会の事務を行う。

第19条 事務局次長及び事務局員は、事務局長を補佐する。

第20条 監事は、本会の会計及び会務について監査する。

第21条 役員の任期は、4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、交替年次は第29条の総会時までとする。また、役員の再任は妨げない。なお、補欠役員が任命された場合は、前任者の残任期間とする。

第22条 役員は70歳をもって定年とする。ただし、会長・副会長はこの限りではない。

## 第7章《役員選任》

第23条 第10条に規定する役員は、第30条に定める常任理事会が推薦し、総会の承認を受ける。

## 第8章《名誉役員及び特別賛助会員》

第24条 本会に最高顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問及び特別賛助会員を置くことができる。

第25条 最高顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問は会長が推薦し、常任理事会の承認を受ける。

第26条 最高顧問、名誉会長、名誉副会長、顧問は、本協会の重要事項について会長の諮問に応じる。

また、総会に出席し、意見を述べることができる。

第27条 特別賛助会員は、本会の趣旨に基きこれを賛助するものとし、一定の費用を負担するものとする。

## 第9章《会議》

第28条 会議は、総会及び常任理事会の2種とする。

第29条 総会は、会長が理事及び特任理事を召集し議長となり、次の事項を審議・決定する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算・決算
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の改廃
- (5) その他、議決を要する重要な事項

第30条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計理事、各種委員会委員長、副委員長、事務局長、事務局次長及び会長が任命する理事若干名をもって構成する。

第31条 常任理事会は、必要に応じ会長が召集し議長となり、総会に計る議案の審議及び会長が提案した議案を審議、決定する。

## 第10章《委員会》

第32条 本会は総務、技術、審判、広報の4専門委員会を設ける。

第33条 また、本会は加盟団体に関わる8種別委員会を設ける。

第34条 委員会は、本会の事業に必要な調査・立案を行い、これを常任理事会に答申するほか、常任理事会の指示によりその事業の実施にあたる。

第35条 委員会には、委員長、副委員長及び委員をおく。

第35条 委員長、副委員長及び委員は常任理事会の承認により会長が委嘱する。

第37条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、交替時期は総会時とする。また、再任を防げない。

第38条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

第39条 本規約第32条に規定する委員会（専門委員会）は次の事項を所轄する。

- (1) 総務委員会
  - ・各委員会の連絡調整に関する事。
  - ・各種渉外に関する事。
  - ・協会事業の企画運営に関する事。
- (2) 技術委員会
  - ・指導者講習会等の企画運営に関する事。
  - ・サッカー教室等の企画運営に関する事。
- (3) 審判委員会
  - ・各種大会の審判に関する事。
  - ・審判講習会の企画運営に関する事
- (4) 広報委員会

- ・サッカーの普及、宣伝、広報に関すること。
- ・福山サッカー協会ホームページの運営に関すること。
- ・各種大会の記録の作成保存に関すること。

第 40 条 専門委員会における委員長は担当副理事長があたり、委員長は委員の中から副委員長を指名する。

第 41 条 本規約第 33 条に規定する委員会（種別委員会）は次の事項を所轄する。

(1) 第 1 種委員会

- ・第 1 種団体に関する統括及び各種企画運営に関すること。

(2) 第 2 種委員会

- ・第 2 種団体に関する統括及び各種企画運営に関すること。

(3) 第 3 種委員会

- ・第 3 種団体に関する統括及び各種企画運営に関すること。

(4) 第 4 種委員会

- ・第 4 種団体に関する統括及び各種企画運営に関すること。

(5) 女子委員会

- ・女性団体に関する統括及び各種企画運営に関すること。

(6) キッズ委員会

- ・キッズに関する統括及び各種企画運営に関すること。

(7) シニア委員会

- ・シニア団体に関する統括及び各種企画運営に関すること。

(8) フットサル委員会

- ・フットサルに関する統括及び各種企画運営に関すること。

第 42 条 種別委員会における委員長及び副委員長は該当委員会より選出する。

## 第 11 章《 表彰 》

第 43 条 本会は、本協会及びサッカー競技発展に顕著な功績を挙げた個人及び団体を表彰する。

第 44 条 表彰に関する事項は別に定める。

## 第 12 章《 懲罰 》

第 45 条 本会は懲罰に関する審査を行う規律委員会を設ける。

第 46 条 規律委員会の構成は、委員長 1 名、委員若干名とする。

第 47 条 前条の委員長、委員は会長が推薦し総会の承認を得る。ただし、委員長は第 10 条に規定する本会の役員と兼務出来ないものとする。

第 48 条 規律委員会は、本協会役員及び所管する加盟団体または選手等に対する懲罰に関することについて審査する。

第 49 条 懲罰に関する事項は別に定める。

## 第 13 章《 弔慰 》

第 50 条 弔慰に関する事項は別に定める。

## 第 14 章《 会計 》

第 51 条 本会の事業遂行のために必要な経費は、次により支弁する。

(1) 会費

(2) 加盟団体よりの加盟金及び個人登録料

(3) 事業収入

(4) 県・市・その他の団体からの助成金・負担金・補助金

(5) 寄付金

(6) その他の収入

第52条 役員会費及び加盟団体よりの加盟金及び個人登録料に関する事項は別途内規を定める。

第53条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

平成13年4月1日 一部改正

平成16年4月1日 一部改正

平成18年5月10日 一部改正

平成20年4月29日 改正

平成23年4月29日 一部改正

平成27年4月29日 改正

平成30年4月29日 一部改正

令和2年4月29日 一部改正

令和6年4月29日 一部改正

【 各種規程 】

- ・福山サッカー協会表彰規程
- ・福山サッカー協会表彰規程細則
- ・福山サッカー協会懲罰規程
- ・福山サッカー協会弔慰規程
- ・福山サッカー協会個人情報保護規程
- ・福山サッカー協会補助金交付規程
- ・福山サッカー協会後援承認規程
- ・福山サッカー協会役員倫理規程
- ・福山サッカー協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン